資料２－１

平成23年及び28年社会生活基本調査　匿名データの作成方針（案）

１　基本的な考え方

本調査の匿名データ化については、「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」（平成21年２月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）の匿名化処理基準に準拠した秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案し、当該年次の特性に応じた措置を講じる。

２　作成する匿名データの構成概要

今まで作成を行ってきた社会生活基本調査に係る匿名データと同様、以下の匿名データを作成する。

	調査票の種類	調査本体の標本の大きさ	リサンプリング率	匿名データの標本の大きさ
平成23年	調査票Ａ	約 74,000 世帯	80%	約 59,000 世帯
	調査票Ｂ	約 4,300 世帯	80%	約 3,400 世帯
平成28年	調査票Ａ	約 78,000 世帯	80%	約 62,000 世帯
	調査票Ｂ	約 4,400 世帯	80%	約 3,500 世帯

３　適用する匿名化処理

本調査では、ガイドラインの匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を適用する。

なお、新規及び廃止の調査項目、調査対象並びに社会情勢の変化等による変更点は以下のとおり。

（１）新規の調査項目

① ふだんの健康状態（平成23年～：調査票Ａ・Ｂ）

② １週間に何時間ぐらい働きたいと思っていますか（仕事をしたいと思っている者）（平成23年～：調査票Ａ）

③ 勤務形態（平成23年～：調査票Ａ・Ｂ）

④ 年次有給休暇の取得日数（平成23年～：調査票Ａ・Ｂ）

⑤ 希望する１週間の就業時間（平成23年～：調査票Ａ・Ｂ）

⑥ 仕事からの１年間の収入または収益（税込み）（平成23年～：調査票Ａ・Ｂ）

⑦ １日当たり何分くらいしましたか（ボランティア活動について）（平成23年～：調査票Ａ）

⑧ スマートフォン・パソコンなどの使用について（平成28年：調査票Ａ）

⑨ ふだん世帯員以外の人から育児の手助けを受けていますか（育児支援の利用の状況）（平成23年～：調査票Ａ・Ｂ）

（２）廃止の調査項目

① ふだん自分の用途で携帯電話などを使用していますか（～平成18年：調査票Ａ、～平成23年：調査票Ｂ）

② あなたの子はどこに住んでいますか（～平成23年：調査票Ａ）

③ ふだんの片道の通勤時間（～平成23年：調査票Ａ）

④ 週休制度（～平成18年：調査票Ａ）

⑤ 連続した休暇の取得の有無・時間（～平成18年：調査票Ａ）

⑥ インターネットの利用について（～平成18年：調査票Ａ）

⑦ 居住室の数（～平成18年：調査票Ａ・Ｂ）

（３）調査対象の変更

① ふだん家族の介護をしていますか（介護の状況）

平成18年調査までは10歳以上を対象から、平成23年調査以降は15歳以上を対象に変更

② ふだんの健康状態

平成23年調査では15歳以上を対象から、平成28年調査は10歳以上を対象に変更。

（４）社会情勢の変化等

・ 年齢のトップコーディング（平成23年～）

人口高齢化により、85～89歳の割合が増加したため、85歳以上を90歳以上に引き上げる。